

地域の景観まちづくりをサポートします！

～京都府景観アドバイザー制度のごあんない～

景観づくりのアドバイスを受けて地域の個性あられる取組みを進めませんか

●景観アドバイザー制度とは？

- ★ **景観アドバイザー制度とは**、府民の皆さんが取り組まれる景観まちづくり活動に対して、景観に関する専門的な知識、資格、実践経験をお持ちの方を派遣し、**より良い地域づくりのアドバイスを受けていただく制度です。**

●どんな人が派遣されるの？

- ★ **建築や色彩、緑化、景観に関する**
 - 大学の先生等の**学識経験者**
 - 建築士などの**専門資格**を持つ方
 - 景観を守る活動の**実践経験**をお持ちの方の中から、希望する分野の方を派遣します。

●このような皆様を応援します

- ★ 身近な**歴史的な建物**や**まちなみの景観**を守っていききたい
- ★ **農山漁村風景**を活かした**地域づくり**を進めたい
- ★ 地域の**歴史資産**や**自然資産**を、**地域づくり**に活かしたい
- ★ 地域で**建物や看板のデザイン**についての**ルール**を作りたい
- ★ 地域の**歴史・文化**を活かした**花や緑**で街を彩りたい

●派遣事例

★宮津市文珠地区(天橋立)で、まち並みの色彩を考える学習会



★井手町万灯呂山で景観資産登録についてのアドバイス



★京丹波町下大久保地区の、農村景観を考える学習会



●お問い合わせ先

京都府建設交通部都市計画課

Tel 075-414-5327(直通) Fax075-414-5329

E-mail toshi@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/toshi/keikan.html>

まずは御連絡ください！！

詳細は裏面へ

京都府景観アドバイザー 制度について

(1) 派遣する区域

▽京都市内を除く、京都府内全域

(2) 派遣の対象となる活動

▽各種団体、地域の自治会やグループ等（複数名が参加するもの）が行う景観まちづくりに関する活動（ただし、営利目的や宗教、政治活動となるものは対象外）

(3) 派遣する景観アドバイザー

▽建築、色彩・デザイン、緑地計画、造園、人文地理、観光等、景観に関する各分野で専門的な知識や資格を有する学識経験者や他地域での活動を実践されている方々が、よりよい景観づくりのために専門的立場からアドバイスします。

(4) 費用の負担

▽アドバイザーに要する旅費及び謝金は京都府が負担します。

▽会場借り上げ費や印刷代等その他の必要経費は申請者で御負担ください。

(5) 派遣回数限度

▽原則、同一申請団体に対して年度内に1回を派遣回数限度とします。なお、景観資産登録制度、景観府民協定制度に関するに対しては、派遣終了後、再申請することにより、派遣が可能です。（再申請には回数の制限がありません。）

(6) 応募方法

▽応募様式に必要事項を記入の上、(8)の申し込み先へ郵送もしくは持参ください。

▽様式は都市計画課ホームページ「きょうとの景観まちづくり」を参照ください。

ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/keikan.html>

(7) 選考

▽派遣の可否については応募いただいた内容を確認の上、連絡させていただきます。

▽応募者多数となった場合は、御希望に添えないこともございますのであらかじめ御承知おきください。

(8) 申し込み及び問い合わせ先

京都府建設交通部都市計画課

Tel 075-414-5327(直通) Fax 075-414-5329

E-mail toshi@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/keikan.html>